

# 「令和元年台風第19号災害義援金」募集要綱（第2版）

社会福祉法人茨城県共同募金会

## 1 趣 旨

台風19号による大雨により県内各地で人的被害や家屋の浸水等の被害が発生し、県下24市6町に災害救助法が適用されました。

茨城県共同募金会（以下「本会」という）は、この災害で被害を受けられた方々を支援することを目的に義援金を募集します。

## 2 義援金の名称

令和元年台風第19号災害義援金

## 3 受付期間

令和元年10月16日（水）から令和2年1月31日（金）まで

## 4 義援金受入口座

| 金融機関 | 支店名           | 口座番号         | 名 義 等                         |
|------|---------------|--------------|-------------------------------|
| 常陽銀行 | 本店<br>(004)   | 普通預金 3843718 | 社会福祉法人 茨城県共同募金会<br>台風19号災害義援金 |
| 筑波銀行 | 県庁支店<br>(060) | 普通預金 1172073 |                               |

※ 当該金融機関の本支店の窓口からの振込手数料並びに全国の地方銀行の本支店窓口からの振込手数料は無料となります。

※ 常陽銀行については、ATMからの振込手数料は無料となります。なお、ATMについては、夜間・早朝などに時間外手数料が発生する場合があります。

※ 両行ともインターネットバンキングを利用しての振込みは手数料がかかる場合があります。

## 5 現金書留による義援金の送付

〒310-0851

茨城県水戸市千波町1918番地 茨城県総合福祉会館2階

社会福祉法人 茨城県共同募金会

※ 現金書留用の封筒に「救助用郵便」と明記してください。

※ 個人の方は、郵便料金が免除されます。

## 6 義援金の配分

本会で取りまとめた義援金は、茨城県へ拠出し、茨城県が設置する義援金配分委員会を通じて、被災地の各市町から被災者に配分されます。

7 義援金の税制上の取扱い

この義援金は、税制優遇措置の適用対象となります。

確定申告に際しては、金融機関で受け取る振込金受領証等に本募集要綱を添えてご提出ください。

なお、本会発行の領収書が必要な場合は本会へご連絡ください。後日領収書を送付いたします。

(該当する税制優遇措置)

- ・所得税法第78条第2項第1号及び法人税法第37条第3項第1号に規定する「国又は地方公共団体に対する寄附金」に該当
- ・地方税法第37条の2第1項第1号及び同法第314号の7第1項第1号に規定する「都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金」に該当

8 その他

災害義援金のみを取り扱います。救援物資・物品は取り扱いません。

9 この要綱は、令和元年10月16日施行です。

この要綱は、令和元年10月31日施行です。

【お問い合わせ先】

社会福祉法人茨城県共同募金会

〒310-0851 茨城県水戸市千波町1918番地

茨城県総合福祉会館2階

TEL029-241-1037 / FAX029-244-1993

E-mail [iba-cc@atlas.plala.or.jp](mailto:iba-cc@atlas.plala.or.jp)